

判決年月日	平成22年11月10日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成22年（行ケ）10104号		
○水酸化ナトリウム、金属イオン封鎖剤及びグリコール酸ナトリウムを含有する洗浄剤組成物の特許発明について、金属イオン封鎖剤及びグリコール酸ナトリウムを含有する金属イオン封鎖剤組成物ではあるがグリコール酸ナトリウムの生成反応が起こらないようにする必要がある引用発明に、水酸化ナトリウムを加えて上記特許発明に至ることは阻害要因があるとし、特許発明の進歩性を否定することができないとした事例			

（関連条文）

特許法29条2項

本件は、発明の名称を「洗浄剤組成物」とする特許権（第4114820号）を有する原告が、同特許を無効とした審決の取消しを求めた事案である。

本件特許発明は、水酸化ナトリウム、金属イオン封鎖剤及びグリコール酸ナトリウムを含有する発明であるところ、本件審決は、金属イオン封鎖剤及びグリコール酸ナトリウムを含有する金属イオン封鎖剤組成物についての発明である引用発明1に、水酸化ナトリウム及び金属イオン封鎖剤を含有する水性アルカリ性洗浄剤組成物についての発明である引用発明2を組み合わせることなどにより、水酸化ナトリウム含有の有無との相違点を克服することが容易であるなどとして、本件特許発明に進歩性はないとした。

本件判決は、引用例1にはグリコール酸ナトリウムの生成反応が起こらないようにする必要があると記載されており、引用発明1は専ら金属イオン封鎖剤（N，N－ビス（カルボキシメチル）グルタミン酸のナトリウム塩）による金属イオン封鎖作用を発揮させるような金属イオン封鎖剤組成物の発明ということが出来るから、グリコール酸ナトリウムを含んだままの引用発明1に水酸化ナトリウムを加えることには阻害要因があるとし、引用発明1に引用発明2を組み合わせることが当業者に容易想到であったということができないとして、審決を取り消すべきとした。